

通称としての旧氏の使用に係る立法措置について

【御依頼—「民法 750 条の改正に関する相談」】

「夫婦同氏制を維持し、夫または妻は旧姓の使用を可能とするが、旧姓使用においても同氏時と同様の法的且つ社会的な責任を負う」（「戸籍上は夫婦同氏であっても通称として旧姓を名乗ることが法律で認められるということの意味しています。」）こととすることについての論点整理

御依頼に関しては、夫婦の氏の在り方について、法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」（平成 6 年 7 月）の C 案（下記参照）が参考になると思われる。もっとも、同案は、「自己の旧姓を称するというを相手方と合意の上届け出た者は公的場面においてはすべて旧姓を用いるということ的前提として考えられていたもの」（第 140 回国会衆議院法務委員会（平成 9 年 3 月 18 日）濱崎恭生法務省民事局長答弁）とされている。

〔A 案〕

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称するものとする。ただし、この定めをしないこととすることもできるものとする。（以下、この定めをして夫又は妻の氏を称する夫婦を「同氏夫婦」といい、この定めをしないで、それぞれ婚姻前の氏を称する夫婦を「別氏夫婦」という。）

〔B 案〕

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することができるものとする。（以下、この定めをして夫又は妻の氏を称する夫婦を「同氏夫婦」といい、この定めをしないで、それぞれ婚姻前の氏を称する夫婦を「別氏夫婦」という。）

〔C 案〕

- (一) 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称するものとする。
- (二) 婚姻により氏を改めた夫又は妻は、相手方の同意を得て、婚姻の届出と同時に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏を自己の呼称とすることができるものとする。
- (三) (二) により婚姻前の氏を自己の呼称とする夫又は妻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その呼称を廃止することができるものとする。

〔経過措置〕（各案共通）

改正法の施行前に婚姻によって氏を改めた者は、その婚姻が継続している場合に限り、相手方の同意を得て、同法の施行の日から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏を自己の呼称とすることができるものとする。

[<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kihon/siryu003/pdf/1.pdf>

（内閣府男女共同参画局HP）参照]

なお、「例外的夫婦別氏制度」という用語については、法務省のFAQによれば、「(1)夫婦同氏制度を定める現行民法の規定を本文とし、夫婦別氏制度をただし書の形式とすることで、原則と例外の関係を明らかにするとともに、(2)例外である別氏夫婦から原則である同氏夫婦への転換のみを認める制度とすること」を含むものとされており、御依頼の「戸籍上は夫婦同氏」とする制度と定義が異なることから、以下では用いることを差し控える。

[FAQ <https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36-01.html>（法務省HP）]

1 民法第 750 条の改正の要否

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）

（夫婦の氏）

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

御依頼の「夫婦同氏制を維持」し、「戸籍上は夫婦同氏」とする点は、現行の民法第 750 条と異なるところがなく、必ずしも同条の改正を要しないと考えられる。（なお、法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」（平成 6 年 7 月）の C 案の（二）及び（三）のように、旧氏の取扱い等について何らかの規定を置くことは考えられる。）

【参考】

法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」（平成 6 年 7 月）の C 案の（一）は、現行の民法第 750 条と異なるところがない。

2 制度設計上の主な論点

現行においても、住民票・マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証及びパスポート（旅券）において旧氏の併記ができることとなっているほか、国家資格、免許等において旧氏の使用ができるものがある。

[<https://www.gender.go.jp/research/kyusei/index.html>（内閣府男女共

同参画局HP) 参照]

このように、旧氏の使用は現行でも一定程度認められていることを踏まえ、御依頼の「旧姓使用においても同氏時と同様の法的且つ社会的な責任を負う」、あるいは、「通称として旧姓を名乗ることが法律で認められる」の趣旨は、現行では個別の制度の中で対応している旧氏の使用について法律上の位置付けを与えることによって、旧氏の使用が認められる場面を現行よりも拡大しようとする事と考えられる※。

※ なお、旧氏の使用が認められる場面を拡大するとしても、御依頼のように「夫婦同氏制を維持」し、「戸籍上は夫婦同氏」とすることとの関係で、旧氏を法律上の「氏」として取り扱うことが困難な場面もあることに留意する必要がある。(例えば、嫡出子は「父母の氏」(民法第790条第1項本文)を称することとされているが、これは父母の氏が同一であることを前提としており、その一方の旧氏を「父母の氏」として取り扱うことは困難と考えられる。)

以上を前提に制度設計をする場合、主に次のような点が論点となると考えられる。

(1) 旧氏の使用の制度を利用することの公証手段

旧氏の使用の制度を利用することを公証するために、届出制度を設けることが考えられる。そのような届出制度を設ける場合の主な論点は、次のとおりである。

① どのような制度に届出を位置付けるか

この点、法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」(平成6年7月)のC案においては、「戸籍法の定めるところにより」とされていることから、届出の旨は戸籍に記載されると考えられる。

なお、現行では、旧氏の使用に関して戸籍に記載されることはない。住民基本台帳制度において、氏に変更があった者は住民票に旧氏の記載ができることとされている(住民基本台帳法施行令第30条の14)。このほか、個別の制度において、届出により旧氏の併記ができることとされている(例えば、運転免許証等)。

② 旧氏の使用の届出をすることができる時期を婚姻時に限るか

【参考1】

法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」(平成6年7月)のC案においては、届出は、婚姻の届出時に行うこととされている。これは、後述の(2)の論点につき呼称秩序の維持を理由に戸籍上の氏との併

用を認めないとされていることと親和的となっていると思われる。

【参考 2】

氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載においては、住民票に旧氏の記載を求めることができる時期について、限定はない。(住民基本台帳法施行令第 30 条の 14)

(2) 戸籍上の氏の併用の可否

旧氏の使用の制度を利用する者は、戸籍上の氏を併用できることとするか。

① 併用できないとする考え方

【参考】

法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」(平成 6 年 7 月)の C 案においては、「爾後、社会生活における個人の特定・表示は専らこの呼称により、婚姻によって称することとなった氏を併用することは認めない。いうまでもなく、社会における呼称秩序を維持するためである。」(法務省民事局参事官室編『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』56 頁(日本加除出版株式会社、平成 6 年))とされている。

② 併用できるとする考え方

【参考】

住民票・マイナンバーカード(個人番号カード)等における旧氏の記載については、戸籍上の氏と併記することとなっている。

(3) 旧氏が複数ある場合の使用可能な旧氏の範囲

過去に称していた氏は、必ずしも一つとは限らない。例えば、①婚姻及び離婚を繰り返した事等により過去に称していた氏が複数ある者が初めて旧氏の使用をしようとする場合、②旧氏の使用中に氏の変更があった場合並びに③旧氏の使用の取りやめ後に再度旧氏を使用しようとする場合においては、いずれの氏を旧氏として使用できることとするか。

【参考 1】

住民票・マイナンバーカード(個人番号カード)において併記ができる旧氏については、住民基本台帳法施行令第 30 条の 13 及び第 30 条の 14 に定められている。その概要は、次のとおりである。

- ① 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
- ② 氏を変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- ③ 旧氏の削除は可能だが、その後氏を変更した場合に限り、削除後に称し

ていた旧氏の再記載可能

[https://www.soumu.go.jp/main_content/000614623.pdf (総務省HP)
参照]

【参考 2】

法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」(平成6年7月)のC案においては、「呼称を称しようとする者が再婚をした者である場合、称することができるのは、前婚の前に称していた氏ではなく、再婚の前に称していた氏である。」(法務省民事局参事官室編『婚姻制度等に関する民法改正要綱試案及び試案の説明』58頁(日本加除出版株式会社、平成6年))とされている。

(4) 法施行前に婚姻により氏を改めた者への適用

旧氏の使用に関する立法措置は、法施行前に婚姻により氏を改めた者に対しても適用することとするか。

【参考】

法制審議会民法部会「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」(平成6年7月)のC案においては、経過措置の規定が置かれている。

参照条文

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）

（夫婦の氏）

第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

（離婚による復氏等）

第七百六十七条 婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって婚姻前の氏に復する。

- 2 前項の規定により婚姻前の氏に復した夫又は妻は、離婚の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離婚の際に称していた氏を称することができる。

（子の氏）

第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。

- 2 嫡出でない子は、母の氏を称する。

○ 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）

（氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例）

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に規定する政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、その者が次条第一項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した一の旧氏（その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。同条において同じ。）とする。

（氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等）

第三十条の十四 氏に変更があつた者（住民票に旧氏の記載がされている者（以下この条において「旧氏記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（同項及び第四項において「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがある

ときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

2 〔略〕

3 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。

4～7 〔略〕